

# 議会運営委員会日程

令和4年9月5日（月）  
午前10時 502会議室

## 日程第1 追加議案について

- (1) 議案第164号 川崎市教育委員会委員の任命について
- (2) 議案第165号 川崎市人事委員会委員の選任について

## 日程第2 9月6日（火）の本会議の運営について

【別紙「9月6日（火）の本会議の議事要領」による】

## 日程第3 陳情の取扱いに関する在り方について

## 日程第4 その他

## 9月6日（火）の本会議の議事要領

1

日程第1 分割議案2件を一括上程

議案第 88号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第136号 令和4年度川崎市一般会計補正予算

(1) 委員長報告（日程第1の議案2件）

総務委員長からの報告

～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 討論

(3) 採決

① 議案第88号及び第136号を起立により一括採決

2

日程第2

議案第164号 川崎市教育委員会委員の任命について

[上程、提案説明、自席質疑（ご意見等も含む。）の後、直ちに起立により採決]

3

日程第3

議案第165号 川崎市人事委員会委員の選任について

[上程、提案説明、自席質疑（ご意見等も含む。）の後、直ちに起立により採決]

令和4年第4回川崎市議会定例会  
議事日程第2号

令和4年9月6日(火)  
午前10時 開 議

第 1

議案第 88号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第136号 令和4年度川崎市一般会計補正予算

第 2

議案第164号 川崎市教育委員会委員の任命について

第 3

議案第165号 川崎市人事委員会委員の選任について

令和4年9月2日

川崎市議会議長

橋本 勝 様

総務委員長

川島 雅 裕

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 88号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について (原案可決)

議案第136号 令和4年度川崎市一般会計補正予算  
(原案可決)

議場内理事者席(本会議) R4. 9. 6

オペレーター			

--	--	--	--	--

市長		伊藤副市長		加藤副市長
----	--	-------	--	-------

--	--	--	--	--	--

	藤倉副市長		総務企画局長		財政局長
--	-------	--	--------	--	------


演壇

--	--	--	--	--

健康福祉局長					
--------	--	--	--	--	--

議長

速記者		速記者		議会議局
-----	--	-----	--	------

--	--	--	--	--

## 陳情の取扱いに関する在り方の対応経過

令和3年9月14日 正副委員長会議

- ・陳情第97号（令和3年第2回定例会一般質問（令和3年6月18日）における勝又光江議員の発言を議事録から削除する事に関する陳情）を総務委員会に付託する際に、総務委員長から、陳情の付託の取扱いについて、議運で検討してほしい旨の発言があった。

令和3年10月7日 議会運営委員会

- ・陳情の取扱いについて、議運で協議することを確認した。

令和3年11月29日 議会運営委員会

- ・陳情第97号の審査（11月19日 総務委員会）の中で、願意の達成が見込めない陳情の取扱いについては、今後、議運において議論してほしい旨の発言があったことを受け、議運で協議を進めていくことを確認した。
- ・議会局から、「本会議・委員会での発言に対し、訂正、削除、撤回などを求める陳情」を委員会付託しないこととする考え方を説明した。
- ・上記以外にも、委員会付託しない陳情の取扱いとして協議すべきものがあるか、各会派の意向を確認することとした。

令和3年12月8日 正副委員長会議

- ・陳情第108号（不適法とされた政務活動費の返還を免れるために悪質な隠蔽工作を図った秋田恵議員の辞職勧告決議を求める陳情）について、総務委員長から、委員会での審査になじむものかを含め、議会として慎重審議が必要ではないかとの発言があり、付託先が保留となった。

令和3年12月14日 議会運営委員会

- ・陳情第108号の取扱いを議運で協議することが確認された。
- ・議会局から、政令指定都市における陳情審査の取扱いを説明した。

令和3年12月20日 議会運営委員会

- ・陳情第108号の取扱いについて、議運としては明確な結論が出なかったため、正副委員長会議において、議運委員長から、過去の例に倣った対応をお願いすることとした。
- ・陳情の取扱いに関する在り方について、引き続き議運で協議することを確認した。

令和3年12月21日 正副委員長会議

- ・陳情第108号を、過去の例に倣い、総務委員会に付託することを確認した。

令和4年2月8日 議会運営委員会

- ・各会派の意見が一致しないため、引き続き議運で協議することとした。

【各会派からの主な意見】

- 請願と陳情の取扱いに区別を設けるべきである。
- 陳情は今後も引き続き丁寧に扱うべきである。
- 現地視察の在り方について議論すべきである。
- 他都市で「議会に直接関係する内容のもの」を付託しない陳情とする事例があるが、これは広範に過ぎるので、対象を明確化すべきである。
- 付託しない陳情として、①性質上審査になじまないもの（単なる事実の報告又は苦情であるものなど）、②郵送により提出されたもの、③代表者が市外のもの、以上の3項目を追加すべきである。

令和4年3月17日 議会運営委員会

- ・請願と陳情の取扱いに区別を設けることについては、各会派の意見が一致しないため、協議を終了した。
- ・陳情審査における現地視察については、既に手引き上の記載があることを踏まえ、現地視察の必要性を委員会で判断することを改めて確認した。

令和4年4月21日 議会運営委員会

- ・委員から、「議会の自律権に係る内容のもの」を付託しない陳情の取扱いとする提案があった。
- ・2月8日に提案のあった「郵送により提出されたもの」と「代表者が市外のもの」について、市民からの郵送には対応できるよう、「提出者の住所が市外で郵送によるもの」と修正したいとの提案があった。
- ・上記2件について、会派に持ち帰りとなった。

令和4年4月22日から6月6日

- ・秋田恵元議員の被選挙権や政務活動費の使途等に関する陳情が計7件提出された。

令和4年6月16日 正副委員長会議

- ・秋田恵元議員に関する陳情7件について、内容に応じて議運と総務委員会に付託することを確認した。

## 陳情の取扱いに関する在り方について

### ● 議会の自律権に係る内容のもので、議会又は議員に係る陳情の付託及び取扱いの考え方(案)

#### (1) 議会全体で取り扱うべき問題に関する陳情

委員会に付託し、審査することを基本とする。ただし、審査の時期等は、各会派等における議論の進捗を勘案しながら委員会で判断する。

【例】議員の被選挙権に関するもの等

#### (2) 議員個人で対応すべき問題に関する陳情

当該議員による説明及び対応を基本とし、委員会付託しない取扱いとすることを検討する。

【例】会議中の発言に関するもので懲罰に該当しないもの、政務活動費の使途に関するもの等

#### 【令和4年9月5日現在の協議事項】

- ① 議員個人で対応すべき問題に関するもの
- ② 提出者の住所が市外で郵送によるもの

### 《参考》 陳情の委員会付託の取扱いに関する議会運営の手引き（抜粋）

207 請願、陳情の付託委員会は、議長が正副委員長会議に諮って決める。（事前に関係局と協議し、所管局を調整している。）

なお、次の各号のいずれかに該当すると議長が判断するときは、正副委員長会議で確認の上、委員会付託をしないこととする。

#### 陳情の取り扱いについて

- 1 基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
- 2 裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
- 3 著しく個人、団体等を誹謗・中傷し、その者の名誉棄損又は信用失墜のおそれのあるもの
- 4 公益上の必要がなく単に個人の秘密を暴露するもの
- 5 市の事務に関係しない事項を願意とするもの（ただし、意見書提出を願意とするものは除く。）
- 6 採択、不採択等の議決のあった請願又は陳情と同一趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないもの（\*）
- 7 市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの
- 8 趣旨、理由等が明確に記載されていないもの
- 9 提出者が県外のもの
- 10 前各号のほか、委員会付託になじまないと議長が認めたもの

（\*）注釈「その後、特段の状況の変化がないもの」

- 1 議決時以後当該陳情をめぐる環境、条件が同じであるものは、委員会付託しない。
- 2 年月の経過も一つの状況の変化ととらえることができるものとする。ただし、予算に関するものにあつては議決のあった年度内、制度等に関するものにあつては議決後概ね1年を経過するまでの間に提出のあったものは除く。

陳情の取扱いに対する各会派の見解の要旨

令和4年4月21日現在

各 会 派 の 意 見	
自 民 党	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正副委員長会議の中で、当時の斎藤総務委員長から「陳情の付託の取扱いについて議運で検討してほしい」との発言があり、この間、協議してきた。</li> <li>・ 自民党としては、請願と陳情の取扱いに区別を設けることを提案してきたが、先日の議運で各会派の意見が合意に至らなかった。</li> <li>・ 今回の協議のきっかけとなった2つの陳情について、議会内部のことは、他から干渉されることなく議会で決めるべきとの思いをかたちにしなければならぬと考えることから、委員会付託しない陳情の対象に「議会の自律権に係る内容のもの」という項目を新たに追加することを提案したい。</li> <li>・ 公明党の提案については、市民の中には様々な理由で陳情書を持参することが難しい方もいるため、自民党の中でも様々な意見があった。そこで、市民からの郵送には対応できるよう、「提出者の住所が市外で郵送によるもの」と修正できないか検討してほしい。</li> </ul>
共 産 党	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「議会に直接関係する内容のもの」など、拡大解釈の恐れがある規定は賛同できないため、新たな規定はできるだけ設けず、一律の対応とならないように、議長と議会局がその都度検討し、判断した上で、提出者に説明すべきであると考えている。</li> <li>・ 自民党提案の議会の自律権に係る内容のものは、団に持帰り検討したい。</li> <li>・ 公明党の提案については、①は委員会の審査になじまないものとの提案であるがその判断はどうするのか、②は郵送でしか提出できない方もいる、③は災害や交通等の県や国全体に係る内容については、市外からの提出も考えられることから、それぞれ項目について規定に加えるのは難しい。</li> </ul>
公 明 党	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公明党の提案は、12項目あったものを議運に提案するに当たって3項目まで絞ったものであるが、自民党の提案内容は、やぶさかではないため団に持ち帰りたい。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〔2月8日提案〕①陳情の内容が単なる事実の報告又は苦情であるものなど、その性質上委員会における審査になじまないもの、②郵送により提出されたもの、③代表者が市外のもの</p> </div>
み ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自民党提案の議会の自律権に係る内容のものは賛同したいが、自律権の定義は整理する必要があると考える。</li> <li>・ 公明党の提案については、①は苦情と陳情をどう区別するのか、②は障害者や心の病から郵送でしか提出できない方もおり、議会ではパラムーブメントを推進する決議もしている、③は居住による取扱いに差を設けるべきではないと、それぞれ考えることからいずれも慎重な議論が必要だと考える。</li> </ul>